

(第一類 第九號)

第四十五回國會衆議院

商工委員會議

二十一名提出、衆去第四号

昭和三十七年二月十三日(火曜日)
午前十時四十八分開議

理事岡本 茂君 理事中村 幸八君
理事長谷川四郎君 理事板川 正吾君
理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

○早稻田委員長　これより会議を開きます。

有明海關卷之三

(目的) 有明海開発促進法

第一条 この法律は、有明海及びその周辺の地域における農地の大、工業の振興、石炭資源の開発

等を圖るために、その地盤における農業、工業その他の用に供する土地の造成、利用及び関連諸施設の整備に當り、

国民の生活領域の拡大に寄与し、

(調査基本計画) を目的とする。

第三条 内閣総理大臣は 第五条に規定する有明海開発区域の指定及び第六条に規定する有明海開発基

本計画の策定の円滑な実施を図るため、有明海及びその周辺の地域の開発に関する調査の基本計画

(以下「調査基本計画」といふ)を立案し、九州地方開発審議会(以下「審議会」という。)の審議

以下「審議会」というの審議を経て、これを決定する。

第一類第九號 商工委員會議錄第七號

昭和三十七年二月十三日

事項について定めるものとする。

一 調査を実施する地域
二 調査を実施する行政機関
三 調査の内容
四 その他政令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により調査基本計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係県の知事に通知するとともに、公表しなければならない。

(調査に対する協力)

第三条 行政機関の長は、その職員又はその委嘱した者に調査基本計画に基づく調査を行なわせる場合には、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対するし、協力を求めることができる。

(調査の結果の報告及び通知)

第四条 内閣総理大臣は、毎年、調査基本計画に基づく調査の結果をとりまとめ、これを審議会に報告するとともに、関係行政機関の長及び関係県の知事に通知しなければならない。

(有明海開発区域の指定)

第五条 内閣総理大臣は、審議会により有明海開発区域の指定を審議を経て、有明海開発区域を指定する。

2 前項の指定をするに当たつては、閣議の決定を経なければならぬ。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により有明海開発区域の指定を審議会の審議に付する場合においては、閣議の決定を経なければならぬ。

は、あらかじめ、関係県の知事の意見を聞かなければならぬ。この場合においては、その意見を尊重しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定により有明海開発区域を指定したときは、これを公示しなければならない。

(有明海開発基本計画の樹立等)

第六条 内閣総理大臣は、調査基本計画に基づく調査の結果に基づき、関係各大臣と協議して、有明海開発基本計画(以下「開発基本計画」という。)を立案しなければならない。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行後五年以内に、開発基本計画を立案するよう努めなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の開発基本計画については、審議会の審議を経て、これを決定し、閣議の決定を求めなければならない。

4 前条第三項の規定は、前項の規定により開発基本計画を審議会の審議に付する場合について準用する。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、開発基本計画について、関係行政機関の長にこれを通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 前項の規定により公表された事項に關し利害関係を有する者は、

7 前項の規定による申出があつたときは、内閣総理大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

(開発基本計画の内容)

第七条 開発基本計画には、第一条の目的を達成するため、有明海開発区域における次に掲げるものに関する総合的な計画の基本となるべき事項について定めるものとする。ただし、政令で定めるところにより、有明海開発区域における関連諸施設と密接不可分の関係にある諸施設の整備については、当該区域外にわたり定めることができる。

一 締切堤防に関する事項

二 土地の造成に関する事項

三 土地及び水面の利用に関する事項

四 用水の確保及び利用に関する事項

五 関連諸施設の整備に関する事項

六 その他政令で定める事項

(開発基本計画に関する調整)

第八条 国の関係各行政機関の長は、政令で定めるところにより、河川法(明治二十九年法律第七十号)、運河法(大正二年法律第十六号)、公有水面埋立法(大正十年

法律第五十七号)、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、漁港法(昭和二十五年法律第一百三十七号)、港湾法(昭和二十二年法律第一百一十八号)、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十号)、海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)、海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)その他の法令の規定による処分又は事業が開発基本計画に重大な影響を及ぼし、又はその円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を申し出て、調整を行なうべきことを求めること

2 内閣総理大臣は、前項の規定により調整を行なうべきことを求められたときは、審議会の審議を経て、必要な調整を行なうものとする。

(公有水面埋立法等の特例)

第九条 関係県の知事又は港湾管理者の長は、有明海開発区域における公有水面埋立法の規定による埋立ての免許をしようとするときは、同法及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、建設大臣(港湾内のものにあつては、運輸大臣)の認可を受けなければならない。

2 建設大臣又は運輸大臣は、前項の規定による認可については、あらかじめ、内閣総理大臣と協議しなければならない。有明海開発区域における漁港法第三十九条第四項の規定による農林大臣の埋立ての認可についても、また同様とする。

(関係機関等の協力)

第十一条 関係行政機関の長、関係地

方公共団体及び関係事業者は、開発基本計画の円滑な実施が促進されるよう協力しなければならない。

(開発基本計画の実施をする経費)

第十二条 政府は、開発基本計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(損失補償及び生活の基礎を失う者の生活再建等の措置)

第十三条 開発基本計画に基づく事業の実施により損失を受ける者が行なう者は、その者に対し、公正な補償をすることに努めなければならない。

2 開発基本計画に基づく事業の実施により生活の基礎を失う者がある場合においては、政府は、その者に対し、政令で定めるところにより、その受けける補償と相まって行なうこと必要と認める生活再建又は環境整備のための措置を講ずるものとする。

3 開発基本計画に基づく事業の実施により生活の基礎を失う漁民がある場合においては、政府は、その者を当該事業により造成された土地に優先的に入植させるように努めなければならない。

(国土総合開発計画等との調整)

第十三条 國土総合開発計画又は九州地方開発促進計画と開発基本計画との調整は、内閣総理大臣が、それぞれ、國土総合開発審議会又は審議会の意見を聞いて行なうも

のとする。

(有明海開発公団の設置)

第十四条 開発基本計画に基づく事業のうち必要かつ適切な事業を実施させるため、別に法律で定めるところにより、有明海開発公団を設置するものとする。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(総理府設置法の一部改正)

第十五条第一項の表九州地方開発審議会の項中「及び南九州防災農業振興法(昭和三十七年法律第二十七号)」を「南九州防災農業振興法(昭和三十七年法律第二十七号)」に改め

る。

(経済企画庁設置法の一部改正)

3 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。第四条第十五号の六の次に次の一号を加える。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第十三条 國土総合開発計画又は

地域の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案す

ること。

第四条第二十号タの次に次のように

レ 有明海開発促進法(昭和三十七年法律第二百六十三号)

第九条第一号の次に次の一号を

十一の二 有明海及びその周辺の地域の開発の促進に関するこ

と。

のと/or 有明海開発促進法(昭和三十七年法律第二百六十三号)

第十九条第一号の次に次の一号を

十一の二 有明海及びその周辺の地域の開発の促進に関するこ

と。

切り、水位を下げ、第二線の干拓堤防を築きますと、一挙に五万三千ヘクタールの新しい国土が造成されるのであります。ここに三万八千ヘクタールの干拓農業を展開し、埋蔵量四十億トンと推定される海底炭田を開拓するとともに、この石炭と背後地の資源を組み合わせて臨海工業地帯を形成振興すれば、九州地域経済の停滞性と後進性を打開して、有業人口三十五万、年間四千二百億円の総生産を上げ、百万人をこえる人口を収容し得ることになるのを望んでいます。これが、この有明海地域の総合施設の整備を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

有明海及びその周辺の地域における農地の拡大、工業の振興、石炭資源の開発等を図るため、その地域における土地の造成、利用及び関連諸施設の整備を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

開発によって、肥沃な干拓地三万八千ヘクタールに農家の二三男、漁場を失う漁業者など二万户を入植させ、水田酪農を取り入れた高度の農業経営によって年間二百億円の農業生産と所得の増大が期待されます。これによって九州農業の低い就業構造を引き上げ、過剰農村人口を緩和することができるのであります。

二、推定埋蔵炭量四十億トン、通産省調査による有明海東部の可採炭量は十六億トン、うち七十%は粘結炭といふ豊富貴重な地下資源を開拓すれば、従業員数三万九千、年間出炭一千二万トン、生産額五百数十億円に上り、これによって老衰化した筑豊、唐津、北松炭田の将来に備え、またほとんど輸入に依存する原料炭五百万トンをおむね自給して巨額の外貨節約となります。

最近鉱害をめぐって干拓計画と石炭開発の利害対立が伝えられておりま

す。もちろん個々の築堤干拓地には当然予想されるところがありますが、一時に行なう大干拓には鉱業用地を保留し、充填技術の採用、鉱害予防の措置を講ずれば、その多くは克服され、進んで干拓地の隨所に縦坑を容易に開さくすることができます。坑道延長の宿命的難問題は同時に解決するという一大利便を得ることになります。もとより企業家の利潤評価よりも雇用、所得など広く国民経済的立場に立って判断すべきであり、地下資源は国民のものであります。従って未開発炭田の開発は電源開発株式会社のごとき公の機関によるべきであります。

なお説明を進めておりますので、地図も御参照願いたいと思います。

三、相当面積の臨海工業地帯を造成、淡水化する千潮諸河川、内水湖の豊富な用水と、石灰を初め背後地の資源を活用して重化学工業、肥料、農業、火力発電、食料品加工、臨海関連工業等を振興すれば、就業人員十一万六千、その年生産三千五百億円の巨額を見込まれるのであります。従来九州の経済は原料工業に偏在している上、その設備は老朽化し、生産の成長は鈍化するとともに、狭隘な産業構造の外郭性、辺境性、後進性から社会的人口の滞留圧迫が加重されておりますので、地域経済を若返し、厚みをつけ、地域格差を是正して均衡ある成長と雇用の改善をはからねばなりません。

四、いわゆる台風常襲地帯にある有明海地域は、洪水と満潮が重複して年平均七十二億円の大被害を受け、現在防災改修工事は五百億円を計画されおりますが、大締め切りによつて水位を二・五メートル低下すれば、海

第五条 研究所は、出資者に對し、その持分を払い戻すことができない。

2 研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者(第三十一条第二項並びに第三十七条第一項及び第二項を除き、以下「出資者」という。)は、その持分を譲渡することができる。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、研究所その他の第三者に对抗することができない。

(定款)

第七条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

1 目的

2 名称

3 事務所の所在地

4 資本金、出資及び資産に関する事項

5 役員、参与及び会議に関する事項

6 業務及びその執行に関する事項

7 会計に関する事項

8 公告に関する事項

9 定款の変更に関する事項

10 定款の変更是、經濟企画庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記) 第八条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ。

第十三条 会長、所長及び監事は、經濟企画庁長官が任命する。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(名称の使用制限) 第九条 研究所でない者は、国民生活研究所という名称を用いてはならない。

2 理事は、經濟企画庁長官の認可を受けて、会長が任命する。

(役員の任期)

第十四条 会長、所長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の兼職禁止)

第十七条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、經濟企画庁長官の承認を受けたときは、この限りでない。

2 理事は、經濟企画庁長官の認可を受けて、会長が任命する。

(業務)

第二十二条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

3

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

3

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

4

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

4

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

5

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

5

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

6

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

6

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

7

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

7

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

8

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

8

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

9

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

9

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

10

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

10

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

11

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

11

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

12

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

12

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

13

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

13

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

14

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

14

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

15

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

15

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

16

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

16

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

17

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

17

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

18

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

18

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

19

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

19

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

20

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

20

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

21

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

21

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

22

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

22

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

23

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

23

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

24

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

24

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

25

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

25

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

26

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

26

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

27

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

27

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

28

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

28

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

29

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

29

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

30

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

30

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

31

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

31

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

32

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

32

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

33

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

33

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

34

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

34

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

35

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

35

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

36

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

36

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

37

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

37

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

38

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

38

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

39

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

39

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

40

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

40

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

41

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

41

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

42

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

42

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

43

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

43

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

44

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

44

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

45

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

45

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

46

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

46

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

47

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

47

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

48

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

48

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

49

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

49

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

50

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

50

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

51

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

51

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

52

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

52

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

53

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

53

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

54

研究所は、第一項の目的を達成するため、次の業務を行なう。

54

2 設立委員は、定款を作成して、

経済企画庁長官の認可を受けなければならぬ。この場合において、経済企画庁長官が認可をしようとするときは、あらかじめ大臣に協議しなければならない。

第四条 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し研究所に対する出資を募集しなければならない。

第五条 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、経済企画庁長官に対して設立の認可を申請しなければならない。

第六条 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

第七条 研究所は、設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第八条 設立委員は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第九条 研究所は、設立の登記を受けたときは、前条第二項の事務の引継ぎをすることによって成立する。

第十条 研究所は、設立の登記をしなければならない。

第十二条 研究所は、設立の登記をしなければならない。

第十三条 研究所は、設立の登記を定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

委員に対しても、研究所においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。
2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、経済企画庁長官の認可を申請しなければならない。
3 前項の認可があつたときは、社团法人国民生活研究所の一切の権利及び義務は、研究所の成立の時ににおいて研究所に承継されるものとし、社团法人国民生活研究所は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により社团法人国民生活研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現に国民生活研究所という名称を使用している者は、この法律施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第九条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条 研究所の最初の事業年度は、第二十四条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

第十二条 研究所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とす

る。

(登録税法の一部改正)

第十二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改訂する。

第十九条 第七号中「理化学研究所」の下に「国民生活研究所」を、「理化学研究所法」の下に「国民生活研究所法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう改訂する。

第三条第一項第十号中「日本観光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう改訂する。

第五条第一項第六号中「日本観光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改訂する。

第七十二条の五第一項第六号中「日本観光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第十六条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改訂する。

第七条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 国民生活研究所に関すること。

理由

(国民生活の安定及び向上に寄与するため、国民生活研究所を設立するに合意な調査研究等を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民生活の安定及び向上に寄与するため、国民生活研究所を設立するに合意な調査研究等を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民生活の安定向上は政府としても十分力をいたさねばならない分野であり、また仕事の性質上も、民間機関としては、一定の制約がありますので、新たに特殊法人として国民生活研究所の設立を見たのであります。

示唆することになるものであります。しかるに、国民生活に関する調査研究は、その必要性が認識されていながら、その対象が多岐にわたり、かつ特定の企業がこれを取り上げにくいうふれども、研究活動もほとんどなされていない。この状況にあつたのであります。このような状況の中で、国民生活に関する総合的な研究機関の設立を望む声が各方面から聞かれるようになり、昭和三十四年九月に社团法人「国民生活研究所」の設立を見たのであります。この法律案を提出する理由である。

第三に、研究所の役員として、会長、所長、理事及び監事を置くこととしております。なお、国民生活に関する問題は、きわめて広範多岐にわたります。そこで、業務の適正な運営をはかるため、会長の諮問機関として参与会を設け、各方面的学識経験者の意見を取り入れるようにいたしております。

第四には、設立目的を達成するため、国民生活の実情や今後の動向について基礎的かつ総合的な調査研究を行なうことが研究所の中心的業務であります。あわせて国民生活に関する内外の情報や資料の収集を行ない、これらの調査研究の成果の普及を行なうことをいたしております。

第五に、研究所の財務及び会計であります。

研究所の特殊法人としての性格上、予算、事業計画、資金計画、財務諸表、借入金等については、経済企画庁長官の認可または承認を必要とすることをいたしております。

第六に、研究所の監督は、経済企画庁長官がこれを行なうこととし、研究所の業務に対して、監督上必要な命令をなし、報告を求め、またはその職員をして研究所に立ち入り検査をさせることができることをいたしております。

第七に、新設の特殊法人国民生活研究所と社団法人国民生活研究所との関係につきましては、特殊法人国民生活研究所の設立の際に社団法人国民生活研究所は解散し、その一切の権利、義務を新設の研究所に引き継ぐことといたしております。

なお、研究所の設立に関する事務は、経済企画庁長官が任命する設立委員に処理させることとするほか、研究所に対する課税を免除するため、各種税法の一部改正をいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○田中(武)委員

ちょっとと本法案の提

案説明を聞きました際に、関連して資料を要求しておきたいと思います。社

団法人国民生活研究所、三十四年でなうことが研究所の中心的業務であります。あわせて国民生活に関する内外の情報や資料の収集を行ない、これらの調査研究の成果の普及を行なうことをいたしております。

第五に、研究所の財務及び会計であります。

研究所の特殊法人としての性格上、予算、事業計画、資金計画、財務諸表、借入金等については、経済企画

庁長官の認可または承認を必要とすることをいたしております。

第六に、研究所の監督は、経済企

画庁長官がこれを行なうこととし、研究所の業務に対して、監督上必要な命令をなし、報告を求め、またはその職員をして研究所に立ち入り検査をさせ

ることができます。」とこういふのですが、これは現在どこかの、大蔵委員会か何かにかけておる、こういふことです。

○早稻田委員長 本法の附則で出て参りますので、本委員会の御審議に願うべきことでございます。

○菅政府委員 本日はこの程度にとどめ、明日十四日、午前十時より委員会を開催いたします。

午前十一時八分散会
これにて散会いたします。

昭和三十七年二月十六日印刷

昭和三十七年二月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局